

(※配布用) 電流協セミナー資料

DNPグループが提供する 電子図書館サービス

2015年5月11日

大日本印刷株式会社hontoビジネス本部

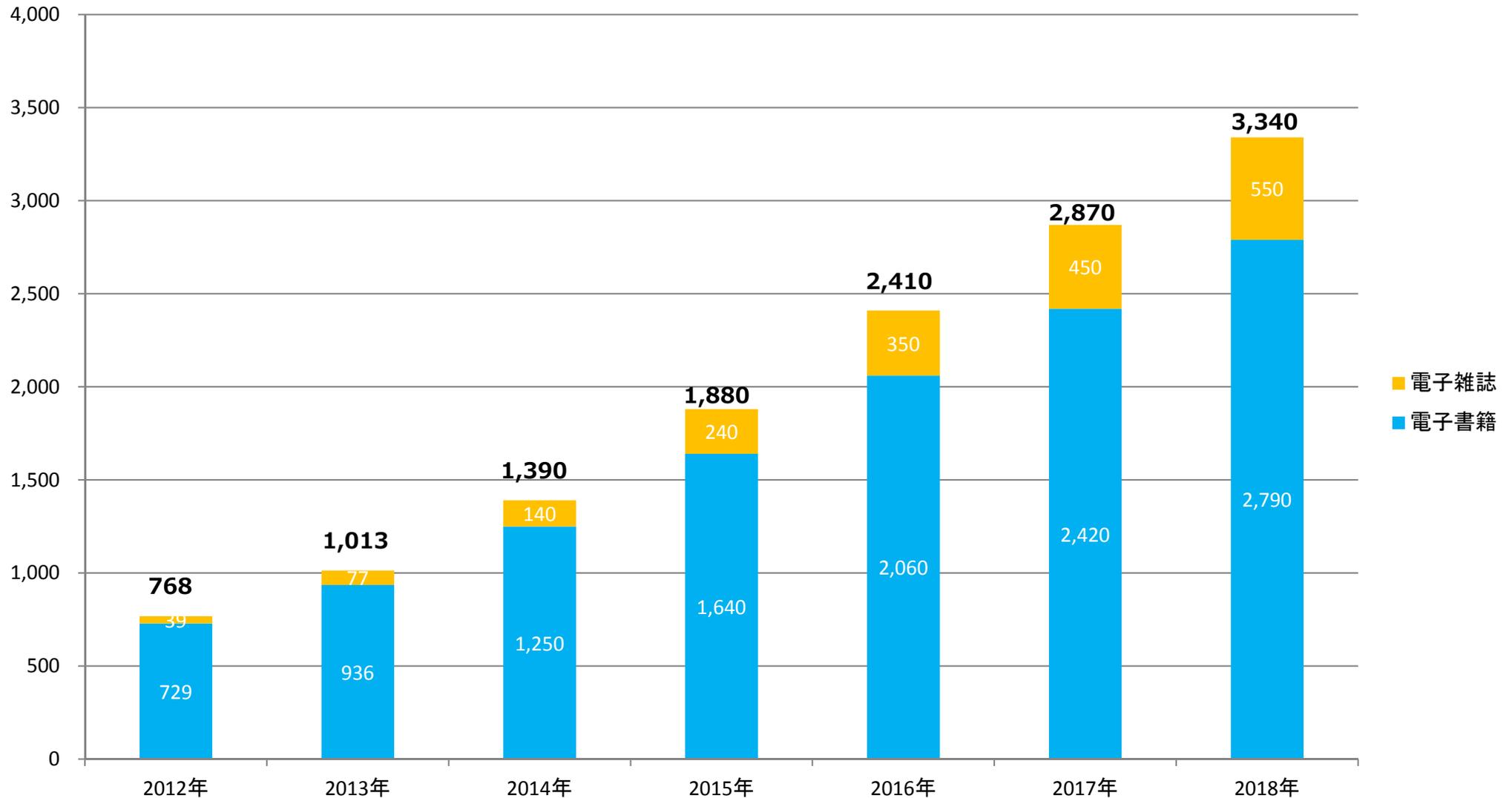
花田一郎 (電流協・編集委員)

DNP

電子書籍一般 (B2C)

○ 電子書籍市場現況：市場予測

2014年度以降も日本の電子書籍市場は今後も成長を続け、2018年度には2013年度の約3倍となる**2,790億円**の市場規模になると予測されております。

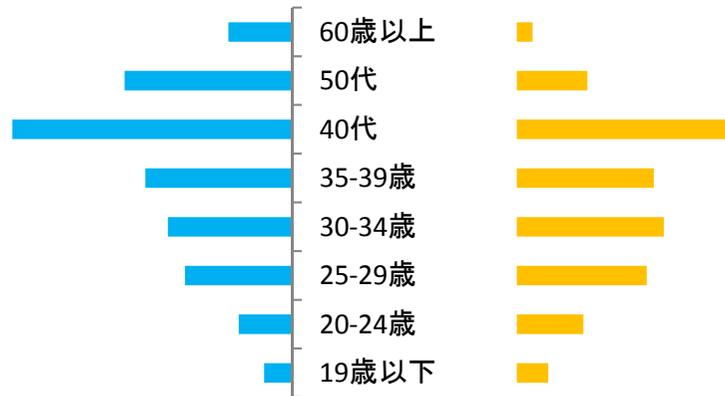


○ 電子書籍市場現況：傾向その他 (honto)

電子書籍、ネットストアとも実購買層は40代が最も高く、30代が続きます。購入ジャンルは電子書籍ではコミックが最も高く、ネットストアでは一般書が半数近くを占めています

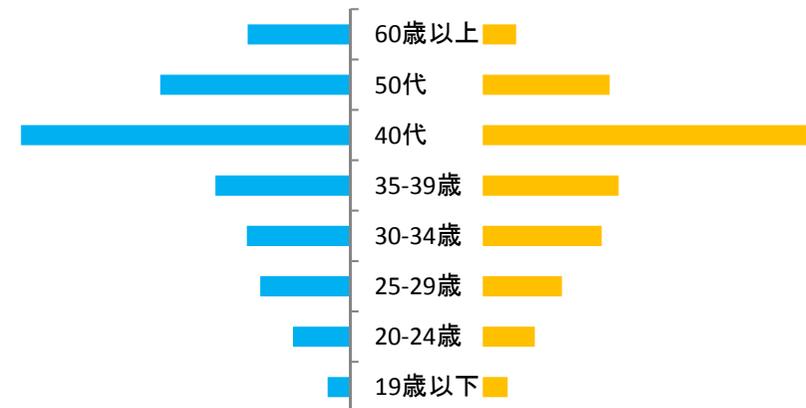
電子書籍ストアの購入者クラスタ

■ 男性 ■ 女性

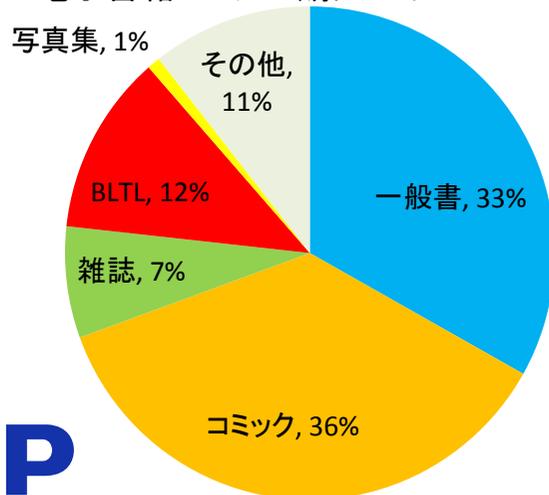


ネットストアの購入者クラスタ

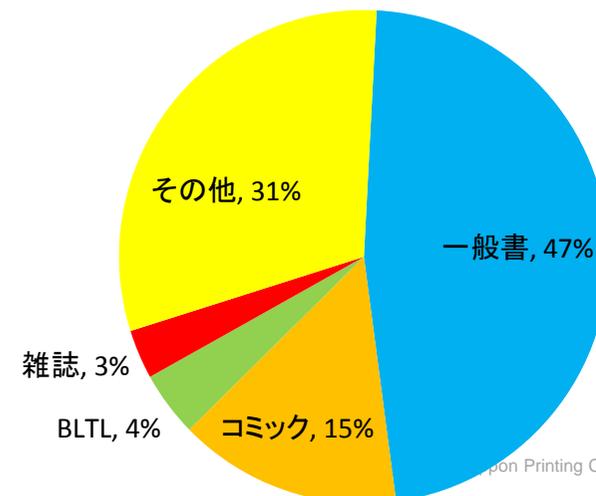
■ 男性 ■ 女性



電子書籍ストアの購入ジャンル



ネットストアの購入ジャンル

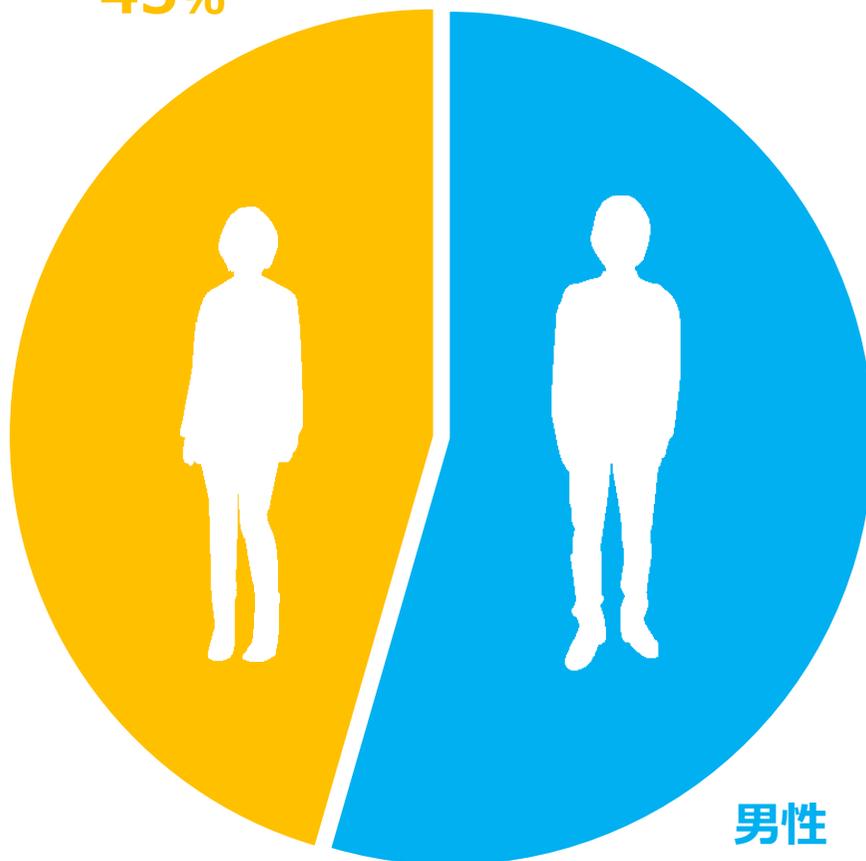


○ 電子書籍市場現況：会員属性 (honto)

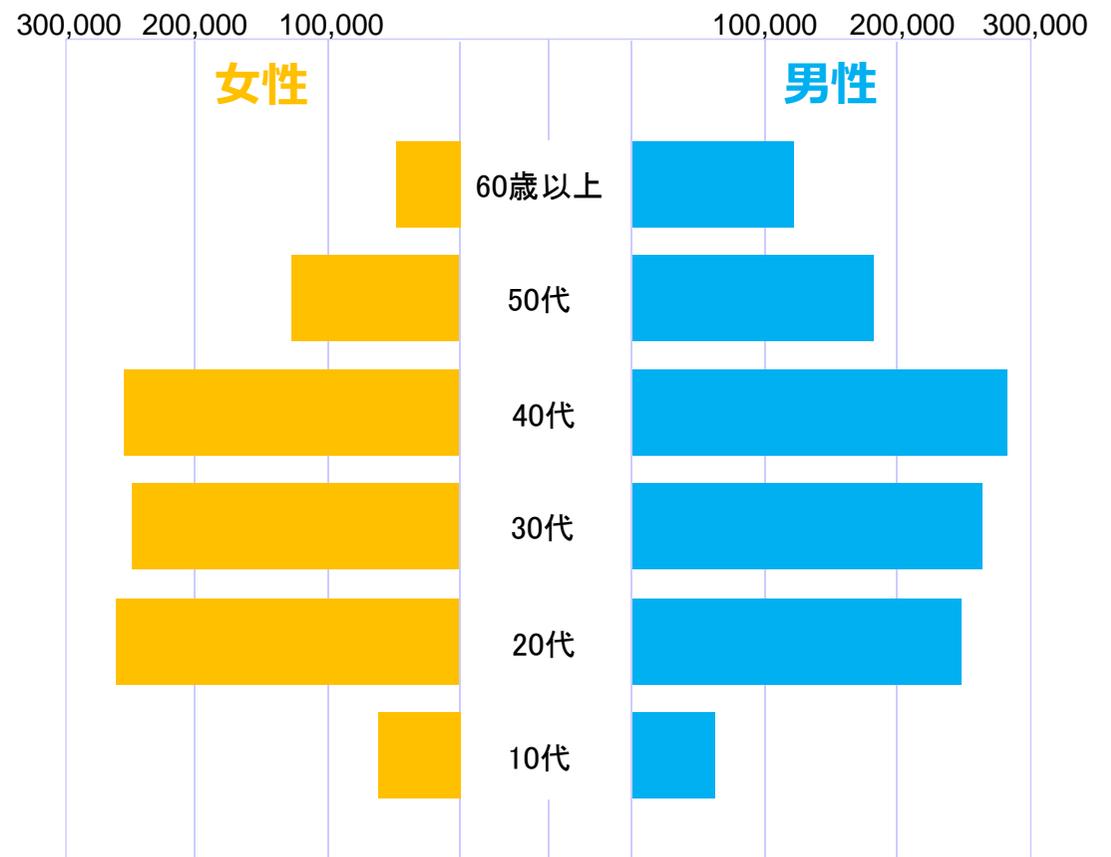
男女比は男性が半数以上

年齢属性は男性は40代、女性は20代が最多層となっております。

女性
45%



男性
55%



○ 電子書籍市場現況：サービス概要

1 紙の書籍も 電子書籍も

紙の書籍も、電子書籍も買える。
いつでもどこでも、ほしい時に、ほしい形で、本を手にすることが可能です。



2 ポイントが貯まる 使える

提携書店、通販サービス、電子書籍ストアで
本を買えばhontoポイントが貯まります。
ハイブリッドなポイントサービスを提供しています。



3 電子書籍を マルチデバイスで

いつでも、どこでも、読みたい本を読みたい場所で。
スマートフォンやタブレット、パソコンなどさまざまなデバイスで
電子書籍を読むことが可能です。



4 本との偶発的な 出会いの提供

店舗、通販、電子のすべての購入履歴を使った
ハイブリッドリコメンド機能や各種メールマガジン、
季節ごとの特集展開でお客様へセレンディピティを提供致します



5 豊富な品揃え

通販サービスは100万点以上の商品の取り扱い、
電子書籍ストアは文芸やコミック・ビジネス書など
国内最大の40万冊の品揃えです。



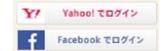
豊富な商品数!



国内最大級の品揃え!

6 もっと便利に

購入した本のリストを自動で一括管理する「マイ本棚」機能や
Yahoo!、FacebookのIDを使ってのログイン機能、ブックログと
連携した充実のレビュー機能など、本好きに嬉しいサービスを多数提供しています。



電子図書館・概況

いままで図書館は紙の資料を然るべき手段で
「**収集**」し利用者へ「**提供**」してきました。

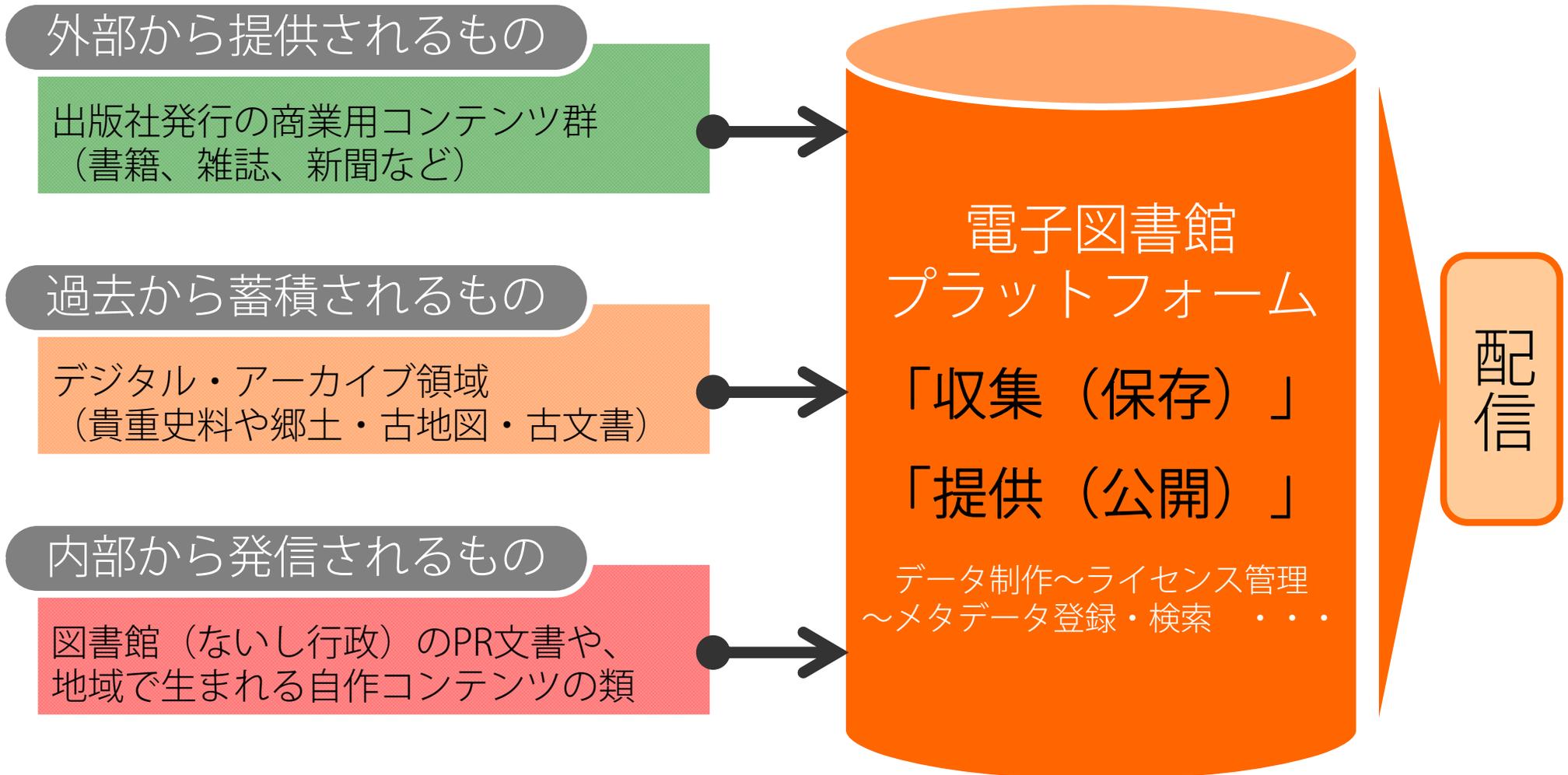
書店から購入したり、地域で制作されたり、
寄贈されたり、様々な収集が行われました。

たとえ電子資料であっても、
この図書館の原則は守られるべきです。

その点はぜひ図書館やその周辺の関係者に
十分に理解して欲しいと思っています。

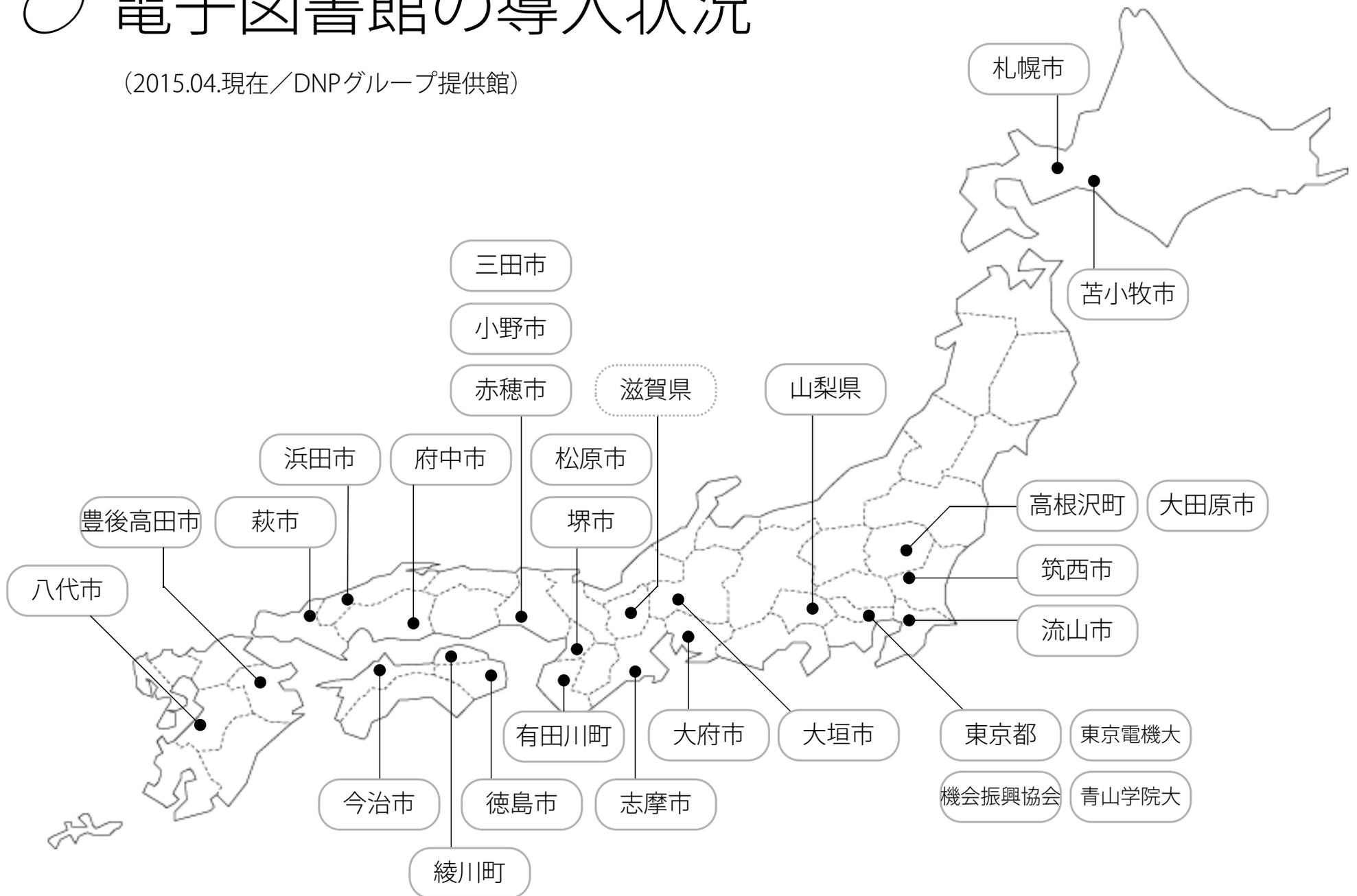
○ 電子図書館サービスのイメージ図

<DNPグループが提供する電子図書館サービス> ※『電子図書館・電子書籍貸出サービス』2.3 (pp.26-31)



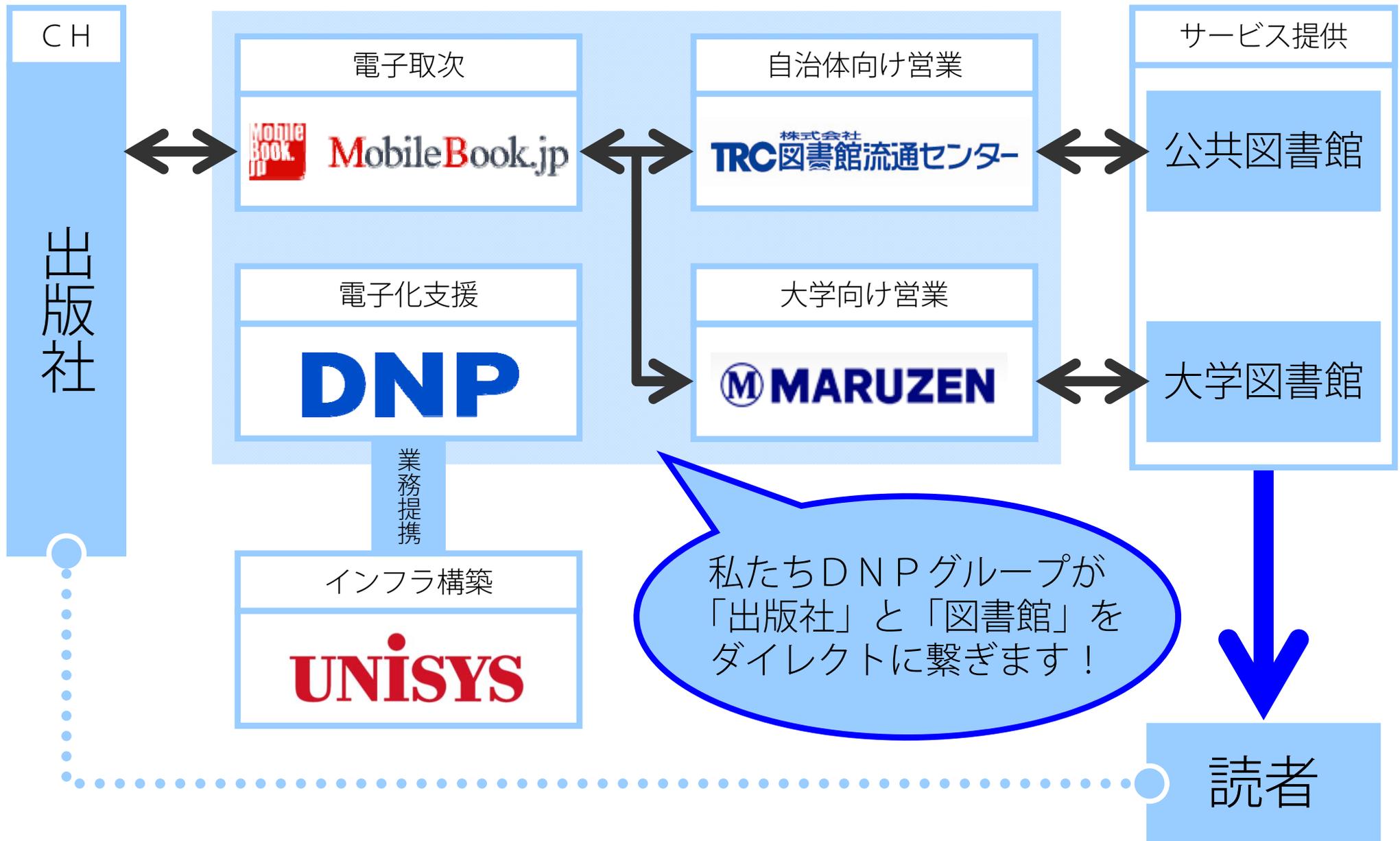
○ 電子図書館の導入状況

(2015.04.現在 / DNPグループ提供館)



○ 電子図書館の提供スキーム

※『電子図書館～』2.5 (pp.40-41)



DNPグループ実績：

稼動館数： 28 館

タイトル数： 20000 タイトル

電子図書館・詳細

電子図書館イメージ

札幌市中央図書館館内での電子書籍貸出サービスを開始しました

札幌市電子図書館

文字の大きさ 大 中 小 背景と文字の色 黒 白 黄 [ご利用ガイド](#)

トップ お知らせ 新着資料 ランキング 特集 ▼ マイページ

ログイン

利用者ID
パスワード
ログインする

ジャンルで絞り込む

- ▶哲学(2)
- ▶歴史(27)
- ▶社会科学(25)
- ▶技術・工学・工業(2)
- ▶産業(6)
- ▶芸術・美術(24)
- ▶文学(5)

資料状態で絞り込む

- ▶貸出可能(90)
- ▶誰でも読める(0)

対応デバイスで絞り込む

- ▶Windows(91)
- ▶Mac(91)
- ▶iOS(91)
- ▶Android(91)

トップ > 北海道を知る

資料を探す

北海道を知る

91件中 20件表示

検索 + 詳細検索

サムネイル表示 リスト表示

表示件数 | 20件 | 50件 | 100件

特集

- 札幌再発見
- 見て聴いて触って体感書籍
- 札幌のシティガイド
- 北海道の自然
- 世界の古典を読む
- 札幌の歴史を振り返る
- 北海道を知る
- デジタル絵本

北海道と明治維新
田中 彰 著
Windows Mac iOS Android 借りる

なぜ、北海道はミステリー作家の宝庫なのか？
鷺田 小彌太 著
Windows Mac iOS Android 借りる

北海道のうつわびと (北のおくりものシ
森廣 広絵 企画・文
Windows Mac iOS Android 借りる

魂の歌手 (北海道文学館NP選書)
澤田 辰人 著
Windows Mac iOS Android 借りる

知っておきたい 北海道の注目企業 Part1
月刊「財界さっぽろ」編集部 著・編
Windows Mac iOS Android 借りる

リアルタイム「北海道の50年」
すすきの風俗編
1969年1月 - 1979年12月
リアルタイム「北海道の50年」
すすきの風俗編
1980年1月 - 2019年12月

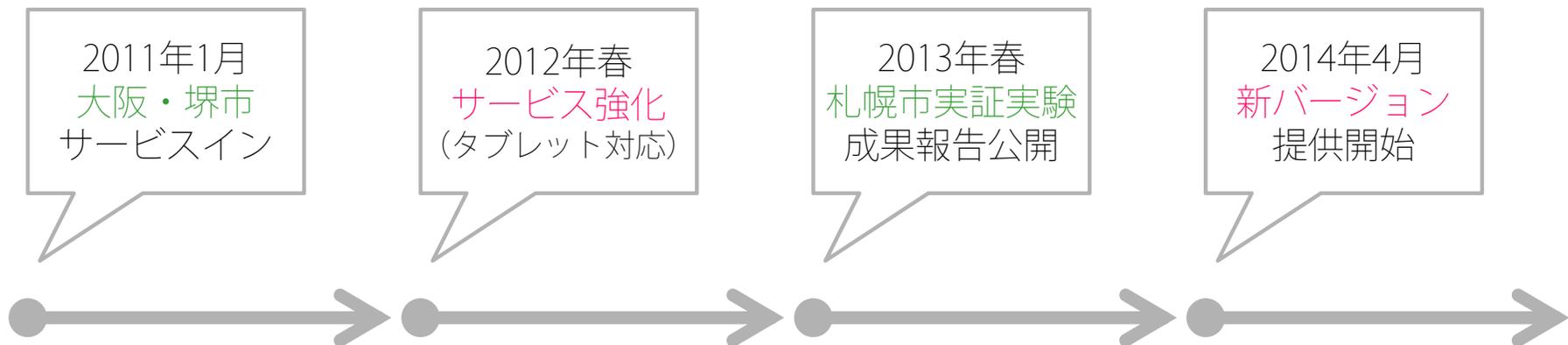
アイヌの暮らしと北海道の民衆史
民衆史
リアルタイム「北海道の50年」
すすきの風俗編
1969年1月 - 1979年12月

電子図書館は
「電子書籍のショウケース」になり得ます。
さらには
紙の本に出会う機会も生み出します。

「たくさん売りたいキュレーション」と
「良い本を届けたいキュレーション」は

異なります。
いままで書店だけでは実現できなかった
「本との出会い」をお手伝いします。

DNPグループは2011年から、
図書館向け電子書籍配信（電子図書館）に
取り組んできました。



電子図書館は公共サービスのひとつです。
そうだとすれば、
どんな人にも使いやすいことが望まれます。

(過去に多く寄せられた意見より)

- パソコンでしか見られないのが不満。
- ビューワの設定の仕方がわからない・・・
- 何のパソコンを買えばいいのか教えて！
- もっとたくさんの種類を読みたい。
- 紙とか電子とか関係なく本を探したい。
- 欲しい本をそのまま買えないの？
- オススメの本とかが教えてもらえればいいのに。

読者の期待に応えることは、電子図書館や
電子書籍の普及につながると考えました。

読者の目線で：

ブラウザ型ビューワ  を採用。

- ・ブラウザやOSに依存しない
- ・インストール不要でカンタン

という特長は、図書館の幅広い利用者層ととても合致しました。

読者の目線で：

本当に日常的に利用してもらうためには？

導入直後から読みはじめられるように、

- ・「お役立ち文庫」3000タイトル

AllAbout社と連携することで準備しました。
まず読んでもらい、利用してもらうことで、
電子図書館と電子書籍の普及につなげます。

出版社の目線で：

より多くのコンテンツ提供をお願いするため
様々なライセンス形態を準備しました。

①従来のライセンス販売型

②期間限定提供型

③回数限定提供型

④その他の制限型

(※学校向け条件付読み放題など)

これによりラインナップの充実を図ります。

図書館の目線で：

図書館における紙の本の管理は多くの場合すでに電算化されています。

こうしたOPAC（検索システム）などとも柔軟にシステム連携できるようにしました。

- 利用者の認証を一元化できる
- 紙と電子を一緒に検索できる
- 利用履歴を統合管理できる

といった連携項目を一層強化しました。

図書館の目線で：

もうひとつ、図書館は自分たちが保有する
独自資料も電子化したいと考えています。

そのために図書館が自ら資料を登録できる
インタフェースも用意しました。

独自資料の管理が柔軟に出来るよう、
自由なメタデータの登録も可能です。

その結果、利用者は図書館が自ら発信する
オリジナル資料を読む機会にも恵まれます。

電子図書館で出会った本が、

- ・そのまま電子で購入できる
- ・さらに関連する本を発見できる
- ・紙の本（POD）でも入手できる

などなど、図書館から本が広がっていく。
そんな将来を実現したいと考えています。

◇フラッグシップ・モデルとしての札幌市

2014年4月の開始以降、館内利用に限定した半年間の市民PRを経て一般利用へ移行。このPR期間に数々のパブも打つことと併せ、市民理解や職員の啓蒙などかなり積極的な導入対策を行った。

札幌市の特長は、サービスとしてわかりにくい電子書籍をPRするだけでなく、機能の有効活用に見られる。図書館独自にオススメを紹介できる「特集」や独自資料の登録などを駆使、「魅せる」電子図書館に努めている。また購入を前提とした地元出版社との連携が団体（HOPPA）を生み出したり電子書籍化を促したりと、独自性の高い活動を行っている。

市民の間でも認知が進み、実際にも「電子書籍を借りたいので利用者カードを発行して欲しい」という利用者が数多くカウンターを訪れるなど、地域の読書普及・図書館利用普及にも影響を与えはじめている。

業界での反響も大きい。東京国際ブックフェアから図書館総合展、全国図書館大会といった大規模なシンポジウムでの講演、電流協による『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2014』や文化資源戦略会議による『アーカイブ立国宣言』といった書籍への寄稿を通じてその事例を広く知らしめている。

障害者差別解消法

○ 障害者差別解消法-1

* 当該新法がマラケシュ条約と重なることで電子書籍への期待が生じる

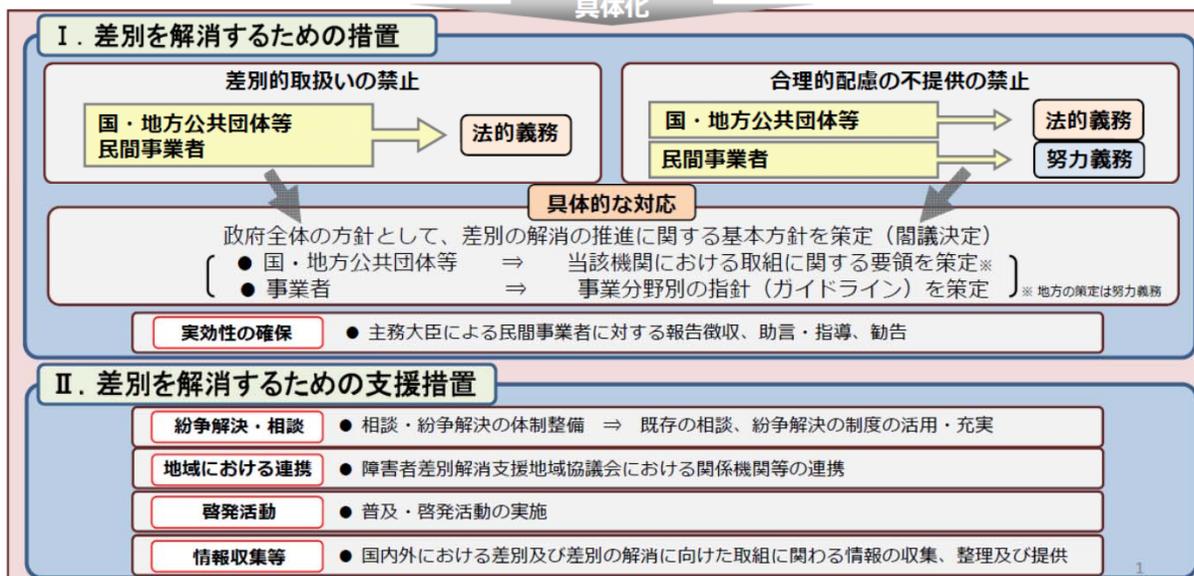
* 内閣府通達 (Web抜粋)

・国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定されました(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)。(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法<平成25年法律第65号>)の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



○ 障害者差別解消法-2

*マラケシュ条約

- 盲人、視覚障害者及び読字障害者の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約（2013年6月）

「Diplomatic Conference to Conclude a Treaty to Facilitate Access to Published Works by Visually Impaired Persons and Persons with Print Disabilities」

http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2013/news_0036.html

*文化審議会著作権分科会／法制・基本問題小委員会（第2回）

- 平成26年10月20日（議事）
「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等について」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h26_02/gijishidai.html

○ 障害者差別解消法-3

＊日本図書館協会（※Web抜粋）

・障害者の情報のアクセシビリティの確保

1. 図書館（公共、学校、大学、国立国会図書館等）に対し、障害により情報入手に困難のある人の利用を保障し、適切なサービスを義務付けてください。図書館は学校はもとより、博物館等社会教育施設や読書推進民間団体、及び障害者情報提供施設などと連携し、障害者への情報提供を進めます。

2. 出版事業者にアクセシブルな電子書籍の出版を義務付けてください。図書館はそれを購入し、障害を持つ利用者に提供します。アクセシブルな電子書籍とは、電子書籍データフォーマットと再生環境（ソフト・ハード）のすべてに配慮がなされていなくてはなりません。現状は障害者が使用できない方式がほとんどですが、技術的には十分可能といえます。

3. アクセシブルな電子書籍の提供が難しい出版社に対し、図書館などが行う著作権法第37条第3項による障害者用資料の製作を支援するため、テキストデータの提供を義務付けてください。障害者の中にはIT機器を利用できない人もいます。そのような人には図書館等からの資料の提供が求められています。

4. 出版物に限らず、公的機関や民間企業からの文書・個人のウェブページ等も含め、あらゆる情報は、原則それを提供しているところが今できる限りの障害者への情報保障を行うべきことを明記してください。

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/20141225sabekai.html>

○ 障害者差別解消法-4

* 著作権法第37条（視覚障害者等のための複製等）

公表された著作物は、点字により複製することができる。

／2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

／3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

公共・大学図書館の市場規模

顧客数：

1200 自治体 (3200館)

800 大学法人 (1800館)

計 2000 顧客 (5000館)

顧客予算額 (※資料費見合い) :

公共図書館 285 億円

大学図書館 200 億円

計 約 500 億円

<図書館、これからの話題>

- 電子資料のコレクション形成を考える
- ライセンスの考え方に対する意見表明
- 自分たちで電子資料を生み出せる準備
(データ制作、予算措置、情報開示)

既に現出しはじめている状況の変化に、
どうフィットするか、を利用者は見ている。

最近はこんなことも…

* WikipediaTown (伊那市の場合)

<https://www.facebook.com/WikipediaTownINAVally>

* Romancer (電子書籍制作PF)

<https://romancer.voyager.co.jp/>

<http://www.gunsu.jp/2015/05/new-romancer.html>

(参考)

- 電子出版EXPO講演録



<http://dotplace.jp/archives/13492>

- TRC-DL (公式サイト)

<https://www.trc.co.jp/solution/trcdl.html>

- 『電子図書館・電子書籍貸出サービス』

<http://www.pot.co.jp/books/isbn978-4-7808-0214-6.html>

